

○国立研究開発法人水産研究・教育機構水産生物遺伝  
資源管理規程

	平成16年	4月	1日付け15	水研 第1853号
改正	平成18年	4月	1日付け18	水研本第 29号
改正	平成20年	6月	2日付け20	水研本第 470号
改正	平成23年	4月	1日付け22	水研本第30328004号
改正	平成25年	12月	1日付け25	水研本第51119004号
改正	平成26年	4月	1日付け26	水研本第60326001号
改正	平成27年	4月	1日付け26	水研本第70325001号
改正	平成28年	4月	1日付け28	水機本第80401014号
改正	平成29年	4月	1日付け28	水機本第90324001号
改正	平成30年	4月	1日付け29	水機本第00328012号
改正	令和 2年	7月20日	付け 2	水機本第20071502号
改正	令和 3年	2月10日	付け 2	水機本第20020501号
改正	令和 6年	3月28日	付け 5	水機本第1207号
改正	令和 6年	8月29日	付け 6	水機本第 642号
改正	令和 8年	3月25日	付け 7	水機本第1288号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が行う水産生物の遺伝資源の国内外からの収集、分類、同定、特性調査、増殖、保存、配布等（以下「水産生物遺伝資源保存事業」という。）において取り扱う遺伝資源の管理について定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「遺伝資源」とは、次の各号に掲げる水産業上有用な遺伝形質を有し、機構内部で収集・開発したもの及び外部機関より受け入れたものをいう。

- (1) 生物餌料に係る遺伝資源（以下「生物餌料遺伝資源」という。）にあつては、餌料として有用な微細藻類及びワムシ類をいう。
- (2) 藻類に係る遺伝資源（以下「藻類遺伝資源」という。）にあつては、大型藻類（褐藻類、紅藻類、緑藻類）をいう。
- (3) 微生物に係る遺伝資源（以下「微生物遺伝資源」という。）にあつては、菌類（糸状菌、酵母）、細菌類（細菌、放線菌、リケッチア、マイコプラズマ、ファイトプラズマ）、原虫、ウイルス（ファージを含む。）、ウイロイド、線虫及び培養細胞をいう。

(実施体制)

第3条 水産生物遺伝資源保存事業を推進するため、別表1に掲げるとおり、センターバンク及び遺伝資源の種類別にサブバンクを設け、それぞれの欄に掲げる部署が担当する。

2 センターバンクは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 水産生物の遺伝資源の収集、保存等に必要事業計画の策定及び事業成果の取りまとめ並びに本部への報告
- (2) 各サブバンクにおける遺伝資源情報の収集管理
- (3) 水産生物の遺伝資源に関する配布手続き
- (4) 各サブバンクにおける遺伝資源に関する調査計画等の調整
- (5) 機構の本部との業務に関する連絡調整
- (6) その他必要な業務

3 各サブバンクは、分担する遺伝資源又は遺伝資源情報の収集保存、管理及び配布の実務、センターバンクへの報告その他必要な業務を行う。

4 理事長は、水産生物遺伝資源保存事業の効率的な実施のために必要があると認めた場合には、前2項に掲げる業務の一部を外部に委託することができる。

(水産生物遺伝資源保存事業運営委員会の設置)

第4条 理事長は、水産生物遺伝資源保存事業の実施に当たって、事業計画の策定等、必要な事項を協議検討するため、水産生物遺伝資源保存事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の委員長は、水産技術研究所養殖部門長とし、運営委員会を構成する職員は、別表2に掲げる者とする。

3 委員長は、水産生物遺伝資源保存事業の適正な運営を図るため、必要に応じて、民間、大学等の学識経験者の意見を聴くことができる。

4 運営委員会の事務局は、南勢庁舎に置き、育種部長を事務局長とする。

5 委員長は、運営委員会の円滑な進行のため、担当者会議を置くことができる。担当者会議の委員は、委員長が指名する実務専門家とする。

(受け入れる遺伝資源)

第5条 水産生物遺伝資源事業において、機構が受け入れる遺伝資源は、特別の事情がある場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 生物餌料遺伝資源にあつては、次のとおりとする。

ア 育成系統・株、実験系統・株、在来系統・株又は近縁野生種であつて、生物の種類、系統名・株名、来歴及び保存条件が明らかにされていること。

イ 保存に必要な一定量の確保がなされていること。

(2) 藻類遺伝資源にあつては、次のとおりとする。

ア 育成品種・系統・株、実験系統・株、在来品種、近縁野生種又は野生種であつて、植物の種類、系統名・株名、来歴及び保存条件が明らかにされていること。

イ 保存に必要な一定量の確保がなされていること。

(3) 微生物遺伝資源にあつては、次のとおりとする。

ア 微生物の種類、系統名・株名、来歴及び保存条件が明らかにされていること。

イ 保存に必要な一定量の確保がなされていること。

ウ 特に危険度が高くないこと。

エ 保存・培養が困難でないこと。

(維持管理等)

第6条 前条により受け入れた遺伝資源は、各サブバンクにおいて適正に保存し、維持管理（増殖・補充を含む。）するものとする。

(遺伝資源の記録整理)

第7条 各サブバンクで保存する遺伝資源には、登録番号を付し、種類、品名、来歴、特性情報、保存数量等を記録整理しておかなければならない。

(遺伝資源の配布)

第8条 機構は、遺伝資源の配布を希望する者に対し、遺伝資源を有償配布することができる。ただし、配布する遺伝資源は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 増殖能力及び活力が十分あり、配布に必要な量の確保が容易であること。

(2) 当該遺伝資源の提供者又は当該遺伝資源を保存しているサブバンクが、その配布に同意しているものであること。

(配布の数量及び時期)

第9条 遺伝資源の配布の数量は、次の各号のとおりとする。

(1) 微生物遺伝資源については、申込1回につき1株

(2) 生物餌料遺伝資源については、申込1回につき5株以内（ワムシは、1株：10L：約100個体/mL；微細藻類は、1株：30mL～5L：約10～50万細胞/mL）

(3) 藻類遺伝資源については、申込1回につき1株（1株は肉眼で明らかに確認できる大きさのコロニー1個分相当以上）。コンブ目褐藻類については配偶体、アマノリ類については糸状体（胞子体）として雌雄別の配偶体については、それぞれを別株として取り扱うものとする。

2 遺伝資源の配布の時期は、センターバンクとサブバンクが協議し、遺伝資源の性質、保存・培養状態を勘案した上で決定する。

(配布手数料)

第10条 遺伝資源の配布手数料は、1株につき6,700円とする。ただし、他の公共研究機関等との間において、遺伝資源を相互に交換する旨の共同研究契約を結ぶ場合は、機構が別途定める配布手数料によって配布できるものとする。

(配布の手続き)

第11条 遺伝資源の配布を申し込む者(以下「申込者」という。)は、遺伝資源配布申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)及び遺伝資源の使用に当たっての同意書(様式第2号)をセンターバンクに提出しなければならない。

2 センターバンクは、前項の申込書の提出があったときは、次条の規定に基づき、内容を審査し、配布の可否を決定するものとする。センターバンクは、配布を可としたときは、国立研究開発法人水産研究・教育機構会計規程(13水研第9号)第7条に規定する経理責任者(以下「経理責任者」という。)に手数料に係る収入通知票を提出し、経理責任者は申込者に請求書を送付するものとする。

3 申込者は、前項の請求書により、機構が定める期日までに手数料を納付しなければならない。

4 経理責任者は、手数料の納付を確認したときは、センターバンクへ通知するものとする。その通知を受け、センターバンクは、サブバンクへ配布の指示を行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、申込者が後払いを希望し、当該後払いがやむを得ないとセンターバンクが判断した場合は、センターバンクは、手数料の納付前にサブバンクに配布の指示ができるものとする。この場合、センターバンクは、次条の内容の審査に加え、手数料の納付が確実なものであるかを審査の上、配布の可否を決定するものとする。

6 サブバンクは、センターバンクの指示に従い、遺伝資源に遺伝資源配布通知書(様式第3号)(以下「通知書」という。)、受領書(様式第4号)、変更届出書(様式第5号)及び試験研究等結果報告書(様式第6号)(以下「報告書」という。)を添付して、申込者に配布するものとする。サブバンクは、遺伝資源を配布した場合には、遺伝資源配布報告書(様式第7号)に通知書の写しを添えて速やかにセンターバンクに報告するものとする。

(配布の制限等)

第12条 センターバンクは、次の各号の一に該当する場合は、遺伝資源の配布を拒み、又はその数を制限することができる。

(1) 配布申込みのあった遺伝資源が、事前検査の結果、品質の劣化が明らかと認められるとき。

- (2) 当該申込みに係る遺伝資源の量が不足しているとき。
  - (3) 配布を受けようとする者が、この規程に違反したことがあるとき。
  - (4) 他の生物や環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、その他センターバンクにおいて配布を不相当と認めたとき。
- 2 センターバンクは、前項第4号の規定により配布を拒否しようとする場合、必要に応じて水産庁の意見を聴くものとする。
- 3 センターバンクは、遺伝資源の配布を拒否する場合、遺伝資源の配布について（様式第8号）により申込者に配布できない旨通知するものとする。

（受領書の提出）

第13条 遺伝資源の配布を受けた者（以下「遺伝資源受領者」という。）は、受領後速やかに受領書をセンターバンクに提出しなければならない。

（使用の制限等）

第14条 遺伝資源受領者は、当該遺伝資源を試験研究、教育若しくは申込書に記入した事項（以下「試験研究等」という。）の目的に供するものとし、第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。また、配布された遺伝資源が試験研究等を通じて外部に漏れないよう十分な措置を講じ、試験研究等が終了した時点で当該遺伝資源は安全に廃棄しなければならない。

（変更の届出）

第15条 遺伝資源受領者は、当該遺伝資源を用いて行おうとする試験研究等について申込書に記載した事項に変更を生じるときは、事前に変更届出書をセンターバンクに提出しなければならない。この届出があった場合、センターバンクは変更内容について検討し、適切でないと判断された場合は、使用変更を拒み、又は使用の制限を行うことができる。

2 センターバンクは、前項の検討の結果を遺伝資源の利用変更について（様式第9号）により申込者に通知するものとする。

（試験研究等結果の報告）

第16条 遺伝資源受領者は、当該遺伝資源に係る試験研究等が終了したときは、その結果に係る報告書を、遅滞なくセンターバンクに提出しなければならない。

（研究成果の公表等）

第17条 遺伝資源受領者は、当該遺伝資源を用いた試験研究等の成果（新たに品種を育成した場合を含む。）を公表するときは、当該遺伝資源が水産生物遺伝資源保存事業により配布を受けた旨を明記しなければならない。また、公表に用いた論文・資料等をセンターバンクに提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け18水研本第29号]

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成20年6月2日付け20水研本第470号]

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け22水研本第30328004号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成25年12月1日付け25水研本第51119004号]

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日付け26水研本第60326001号]

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401014号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90324001号]

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00328012号]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年7月20日付け2水機本第20071502号]

この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則 [令和3年2月10日付け2水機本第20020501号]

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

附 則 [令和6年3月28日付け5水機本第1207号]

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 [令和6年8月29日付け6水機本第642号]

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年9月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 [令和8年3月25日付け7水機本第1288号]

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

実施体制

1. センターバンク 水産技術研究所（南勢庁舎）

2. サブバンク

遺伝資源の種類		担当部署
生物餌料 遺伝資源	微細藻類	養殖部門育種部（南勢庁舎）
	ワムシ類	養殖部門養殖技術開発部（宮津庁舎）
藻類遺伝 資源	ワカメ、アラメ、カ ジメ類、コンブ類	環境・基盤部門沿岸生態システム部（宮古庁 舎）
	アマノリ類	環境・基盤部門沿岸生態システム部（長崎庁 舎）
微生物遺 伝資源	海洋・食中毒微生物	環境・基盤部門水産物応用開発部（横浜庁舎）
	病原微生物	養殖部門病理部（南勢庁舎）

別表 2

水産生物遺伝資源保存事業運営委員会

所属	構成員	担当サブバンク
研究戦略部	研究主幹	—
	研究開発コーディネーター	—
水産技術研究所 養殖部門	部門長（委員長）	—
	育種部長	生物餌料遺伝資源（微細藻類）
	養殖技術開発部副部長	生物餌料遺伝資源（ワムシ類）
	病理部長	微生物遺伝資源（病原微生物）
水産技術研究所 環境・基盤部門	沿岸生態システム部長	藻類遺伝資源（ワカメ、アラメ、カジメ類、コンブ類及びアマノリ類）
	水産物応用開発部長	微生物遺伝資源（海洋・食中毒微生物）

注）その他、運営委員長が必要と認める者を構成員とすることができる。

様式第1号

遺伝資源配布申込書

国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

申込年月日： 年 月 日

申込者氏名

(法人の場合は法人名及び担当者名)

所属機関

所属部署等

所属長の氏名

(法人の場合は法人の代表者名)

住 所 〒

T e l . ( )

F a x . ( )

E-mail

下記遺伝資源の配布を申し込みます。

種類 (系統名・株名又は産地名) :

数量 :

配布希望時期 : (概ね、申し込み後1ヶ月以降とする)

使用の目的、概要 (必要な場合には別葉にて添付) :

手数料の納金に関する要望 (後払いを希望する場合に、その理由を記入してください) :

使用期間 : 年 月 ~ 年 月 (予定) まで

(用紙サイズ A4)

様式第2号

遺伝資源の申込み及び使用に当たっての同意書

年 月 日付けで配布の申込みをした

[ ]

の遺伝資源の申込み及び使用に当たっては、

- (1) 有償であることに同意し、後日送付される請求書により手数料を払い込みます。
- (2) 「遺伝資源配布申込書」に記載した目的にのみ使用します。
- (3) 配布を受けた「遺伝資源」は第三者に譲渡・転売しません。なお、使用期間中は当該遺伝資源が外部に漏れないよう十分に措置を講じ、使用期間が終了した時点で当該遺伝資源は安全に廃棄します。
- (4) 使用期間が終了次第、結果を報告します。なお、「遺伝資源配布申込書」の記載内容に変更が生じる場合は、事前に変更の届け出をします。
- (5) 結果を公表する場合は、当該遺伝資源が国立研究開発法人水産研究・教育機構水産生物遺伝資源保存事業により配布を受けたことを明記し、公表した論文・資料等をセンターバンクに送付します。
- (6) 当該遺伝資源を用いた結果、特許権その他の権利を得る場合は、事前に運営委員会事務局に通知します。
- (7) 水産生物遺伝資源保存事業から配布を受けた遺伝資源の使用において生じたいかなる不利益、損害に対しても水産研究・教育機構はその責任を負わないことを了承いたします。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

年 月 日

申込者氏名

(法人の場合は法人名及び担当者名)

所属長の氏名

(法人の場合は法人代表者)

(用紙サイズ A4)

様式第 3 号

遺伝資源配布通知書

年 月 日

殿

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所

申込みのあった下記遺伝資源を配布します。

サブバンク名  
種類  
株又は産地名  
数量

・配布手数料 円（消費税込）

\*当機構の規定により 1 株当 6, 7 0 0 円

\*配布手数料については、後日、当機構経理責任者から請求書を送付いたしますので期日までに指定の口座へお支払ください。

（経理責任者：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 総務部長）

\*その他、不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

（連絡先）

〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦 4 2 2 - 1

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 南勢庁舎

水産生物遺伝資源保存事業運営委員会事務局

TEL:0599-66-1830（代表） FAX:0599-66-1962

E-mail:gene-bank@fra.go.jp

備 考：

(様式第3号 裏面)

遺伝資源の利用について

- 1 配布された遺伝資源の内容を御確認の上、「受領書」(様式第4号)を表記の連絡先にお送り下さい。
- 2 「遺伝資源配布申込書」の記載内容に変更が生じる場合は、事前に「変更届出書」(様式第5号)を下記連絡先に提出して下さい。
- 3 使用期間が終了した場合は当該遺伝資源を廃棄するとともに、「試験研究等結果報告書」(様式第6号)を提出して下さい。
- 4 配布された遺伝資源を用いた結果等を公表する場合には、当該遺伝資源が当事業により配布されたものであることを明記して下さい。なお、公表された論文・資料等は、表記連絡先に1部お送り下さい。
- 5 配布された遺伝資源を使用した結果、特許出願等を行う場合には、事前に表記連絡先にお知らせ下さい。
- 6 配布を受けた遺伝資源に何らかの異常がみられた場合には、多少に関わらず表記連絡先に連絡下さるようお願いいたします。なお、当水産生物遺伝資源保存事業から配布を受けた遺伝資源の使用において生じたいかなる不利益、損害に対しても当機構はその責任を負うものではありません。

様式第 4 号

受 領 書

年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

所属機関（法人の場合は法人名）

所属部署等

氏 名

年 月 日付け提出の「遺伝資源配布申込書」にて配布要求した遺伝資源を受領致しました。

※ 遺伝資源の受領書は、下記まで提出して下さい。

〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦 4 2 2 - 1

国立研究開発法人水産研究・教育機構南勢庁舎

水産生物遺伝資源保存事業運営委員会事務局

TEL 0599-66-1830(代表)

FAX 0599-66-1962

E-mail gene-bank@fra.go.jp

(用紙サイズ A4)

様式第 5 号

変 更 届 出 書

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

所属機関（法人の場合は法人名）

所属部署等

氏 名

年 月 日付け提出の「遺伝資源配布申込書」の記載内容に変更が生じるので、下記のとおり届け出ます。

1 変更年月日

2 変更事項

3 変更理由

（用紙サイズ A4）

様式第 6 号

試験研究等結果報告書

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

所属機関（法人の場合は法人名）

所属部署等

氏 名

年 月 日付け提出の「遺伝資源配布申込書」に係る試験研究等が終了したので、下記のとおり報告します。

1 配布を受けた遺伝資源の種類・品名

サブバンク名：

種類（系統名・株名又は産地名）：

数量：

2 試験研究等の結果報告（該当する項目に○印を付けて下さい）

- ・ 予期した結果が得られた。
- ・ 概ね予期した結果が得られたが、問題点があった。（問題点が配布した遺伝資源にある場合、備考欄にご記入下さい。）
- ・ 予期した結果が得られなかった。（原因が配布した遺伝資源にある場合、備考欄にご記入下さい。）

3 備考（特記すべき成果、公表論文、資料等がある場合にご記入下さい。）

（用紙サイズ A4）

様式第7号

遺伝資源配布報告書

国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産技術研究所長 殿

年 月 日

サブバンク名

担当者氏名

年 月 日付け「遺伝資源配布申込書」にて配布要求のあった遺伝資源について、年 月 日に下記のとおり申請者に配布したので報告する。

申請者名：

種類（系統名・株名又は産地名）：

数量：

様式第 8 号

遺伝資源の配布について

番 号  
年 月 日

殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長

申込みのあった下記遺伝資源については、下記理由により配布できません。

1 申請の内容

1) サブバンク名 :

2) 種類 (系統名・株名又は産地名) :

3) 数量 :

4) 使用の目的、概要 :

5) 使用期間 : 年 月 ~ 年 月 (予定) まで

2 配布できない理由

(用紙サイズ A4)

様式第9号

遺伝資源の利用変更について

番 号  
年 月 日

殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長

届出のあった変更申請については、下記のとおり決定したのでお知らせします。

1 変更申請の内容

1) 変更年月日

2) 変更事項

3) 変更理由

2 変更の可否      承認      不承認      (不承認の場合はその理由)

(用紙サイズ A4)